

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合行政システム選挙人名簿
行政機関等の名称	羽曳野市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法に基づく選挙人名簿の調製
記録項目	氏名、住所、生年月日、性別、続柄、異動情報、登録関係情報、抹消関係情報、失権者情報、障害等にかかる情報
記録範囲	羽曳野市に住所を有する年齢満 18 歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上羽曳野市の住民基本台帳に記録されている者
記録情報の収集方法	選挙人名簿の登録条件を満たす者を住民基本台帳より定期的に抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	選挙管理委員会事務局 羽曳野市誉田 4－1－1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法第 24 条による異議申出及び同法第 29 条による調査の請求
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無)	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	－

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	裁判員候補者予定者名簿
行政機関等の名称	羽曳野市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	裁判員候補者予定者名簿を調製し、地方裁判所へ送付するため
記録項目	氏名、住所、生年月日、本籍
記録範囲	選挙人名簿からくじで選ばれた裁判員候補者予定者
記録情報の収集方法	選挙人名簿より抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	大阪地方裁判所堺支部刑事訴訟裁判員係
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	選挙管理委員会事務局 羽曳野市誉田 4 - 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 1 号及び 2 号(電算処理ファイル及びマニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無)	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	－